

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
空調機保守点検	仕 様 書 番 号		
	2 4		
	作 成	令和 8 年 4 月 2 2 日	
	変 更	年 月 日	
	作 成 部 隊 名	弘前駐屯地業務隊 管理科 営繕主任 内線（529）	

- 1 場 所：弘前市大字原ヶ平字山中18-117 陸上自衛隊弘前駐屯地内
2 適用範囲：本仕様書は陸上自衛隊弘前駐屯地で行う「空調機保守点検」に適用する。
3 納 期：令和9年3月31日

4 保守点検空調機器

建 物 名	空 調 機 器 名	メーカー	型 式	台 数
食堂厨房	吸収式冷凍機 126.5KW	タクマ	T40S2	1
	冷却塔 219KW	空研工業	SKB-60GR	1
	冷水ポンプ	川本ポンプ	GEK-65KA505M-2M5.5	1
	冷却水ポンプ	川本ポンプ	GEK-65×505M-2M3.7	1
60号隊舎	吸収式冷凍機 158KW	タクマ	T50S2	1
	冷却塔 272KW	空研工業	SKB-50PGA	1
	冷温水ポンプ	荏原製作所	80×65FS4K57.5	2
	冷却水ポンプ	荏原製作所	80×65FS4J55.5	1
厚生センター	パッケージ形空調調和機 及びユニット型空気調和機	三菱	PWJ-1000DG	1
	冷却塔	三菱	HT-30SQb	1
	冷水ポンプ	荏原製作所	65LPD51.5	1
2号隊舎	吸収式冷凍機 159KW	矢崎	CH-KG50ST	1
	冷却塔 272.4KW	空研工業	SKB-50GS	1
	冷温水ポンプ	荏原製作所	65×50FS2H55.5E	2
	冷却水ポンプ	荏原製作所	80×65FS2G55.5E	1
	ユニット型空気調和機	新晃工業	DH-11	1

5 一般事項

- (1) 装置の機能保持上当然必要な技術上の処理は行うものとし、疑義が生じた場合は監督官と協議によるものとする。
- (2) 既存施設を破損させた場合は、監督官へ直ちに報告し、その指示に従い速やかに請負者の負担により復旧すること。
- (3) 軽微な変更については、金額の増減を行わない。
- (4) 点検保守の際、不具合事項を発見した場合は、直ちにその内容を監督官へ報告し、協議すること。
点検保守の範囲を越える修理等の措置が必要な場合は、別途とする。
- (5) 請負者は、事前に監督官と協議し、承認を受けた後、着工するものとする。
- (6) 請負業者は、入門を必要とするすべてのものに対し、部内規定に基づき手続きを行うよう指示すること。
- (7) 工程ごと主要な作業段階の状況、その他監督官の指示する箇所を撮影し写真帳に整理し、提出するものとする。
- (8) 請負業者は、やむを得ず17時以降に作業が及ぶ場合は、事前に監督官の了解を受けて実施するものとする。
- (9) 災害予防については、関係法令等に基づき十分な対策を講じ、常に注意を怠らないようにし、突発事故が発生した場合は、速やかに監督官及び関係部署に報告し、事後の措置を行うこと。
なお、災害事故については全て請負業者の責任とし、部隊側としての賠償は一切行わない。
- (10) 電力及び水を使用する場合は、監督官の指示に従い必要書類を提出のうえ、請負業者においてメーター取付・配管を実施し、監督官の確認を得た後、使用するものとする。

6 特記事項

(1) 適用仕様書

本仕様書によるほか、記載なき事項については、国土交通大臣官房官庁営繕部監修令和5年版「建築保全業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という）によるものとする。

(2) 点検要領

ア 食堂厨房

- (ア) 冷凍機：共通仕様書 表 4.3.4 による（ただし、ON点検を除く）
- (イ) 冷却塔：共通仕様書 表 4.3.9 による（ただし、ON点検を除く）
- (ウ) 冷水ポンプ：共通仕様書 表 4.4.7 による
- (エ) 冷却水ポンプ：共通仕様書 表 4.4.7 による

イ 60号隊舎

- (ア) 吸収式冷凍機：共通仕様書 表 4.3.4 による（ただし、ON点検を除く）
- (イ) 冷却塔：共通仕様書 表 4.3.9 による（ただし、ON点検を除く）
- (ウ) 冷温水ポンプ：共通仕様書 表 4.4.7 による
- (エ) 冷却水ポンプ：共通仕様書 表 4.4.7 による

ウ 厚生センター

- (ア) パッケージ形空気調和機：共通仕様書 表 4.3.6 による（ただし、ON点検を除く）
- (イ) ユニット型空気調和機：共通仕様書 表 4.4.4 による（ただし、ON点検を除く）
- (ウ) 冷却塔：共通仕様書 表 4.3.9 による（ただし、ON点検を除く）
- (エ) 冷水ポンプ：共通仕様書 表 4.4.7 による

エ 2号隊舎

- (ア) 吸収式冷凍機：共通仕様書 表 4.3.4 による（ただし、ON点検を除く）
- (イ) 冷却塔：共通仕様書 表 4.3.9 による（ただし、ON点検を除く）
- (ウ) 冷温水ポンプ：共通仕様書 表 4.4.7 による
- (エ) 冷却水ポンプ：共通仕様書 表 4.4.7 による
- (オ) ユニット型空気調和機：共通仕様書 表 4.4.4 による（ただし、ON点検を除く）

オ 水質管理

冷房シーズン中、各冷却塔の水質検査を実施し、レジオネラ属菌の発生を防止すること。

実施時期は、7月下旬～8月上旬とし、事前に官側へ連絡してから実施すること。

（60号隊舎、食堂厨房、厚生センター、2号隊舎）

(3) 冷房インの点検完了期日
令和8年6月20日

(4) 暖房インの点検完了期日
令和8年10月11日

(5) その他

ア 2号隊舎吸収式冷凍機の冷却水配管の洗浄作業を実施すること。洗浄作業実施にあたり、冷却塔配管の冷却水（還）・冷却水（往）の配管改修を行い、仮設ポンプを取付して、配管の洗浄を行うものとする。

イ 配管の改修にあたって必要部品は下記のとおりとする。

品名	規格	数量	備考
バタフライバルブ	K I T Z 1 2 5 A	2	冷却水(還)・(往)
Y型ストレーナー	K I T Z 1 2 5 A	1	冷却水(還)
ゲートバルブ	K I T Z 5 K - 4 0 A	2	冷却水(還)・(往)

ウ 配管洗浄完了後、ストレーナー内の錆等の異物を取り除き、正常に機能することを確認することとする。

(6) 不具合発生時

空調機に不具合が発生した場合は、現地確認及び修理に必要な見積書を早期に提出すること。

7 提出書類

- (1) 着手届
- (2) 現場代理人等指名通知書
- (3) 工程表
- (4) 材料検査請求書
- (5) 材料出荷証明書
- (6) 役務日誌
- (7) 役務打合せ簿
- (6) 写真帳(A4、施工前・中・後)
- (7) 点検結果報告書(点検の都度)
- (8) 完了届
- (9) その他官側が指示するもの